

# ○指導・助言文書（案）

委員限り

資料A-4

※ 確認項目⑩に該当した場合

政 適 委 第 号  
平成 年 月 日

登録政治資金監査人

〇〇 〇〇 様

政治資金適正化委員会  
委員長 伊藤 鉄男

## 収支報告書の記載の確認について

政治資金監査制度の運用に当たりましては、平素からご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、当委員会では、貴殿が実施した下記の政治資金監査において対象とした平成27年分の収支報告書（支出に係る分に限る。以下同じ。）について、当初の受付時に当該収支報告書上で金額の不整合があったとの報告を受けております。（不整合があった箇所の詳細は、別添をご覧ください。）

政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）では、「登録政治資金監査人の職務は、政治資金監査を行い、政治資金監査報告書を作成することであり、収支報告書の作成責任を登録政治資金監査人が負うものではない」としてしておりますが、登録政治資金監査人には「収支報告書に計算誤りがないかどうかを検算して確認すること」等についても求めております。

今後は、検算等により、収支報告書上に金額の不整合がないかどうかを確認していただきますよう、お願いいたします。

なお、収支報告書提出後に収支報告書の訂正が生じた場合、国会議員関係政治団体は当該訂正内容について登録政治資金監査人の確認を自主的に受けることが適当である旨を当委員会の見解として示しております。（詳細は、政治資金監査に関する研修テキスト（平成28年3月改定版）P141～151をご覧ください。）

また、政治資金監査マニュアルに基づいて政治資金監査を適確に実施し、政治資金監査報告書を誤りなく作成するための参考資料として、政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストを当委員会のホームページや政治資金監査に関する研修テキストに掲載しているほか、当委員会のホームページにおいて政治資金監査の質の向上に関する特設ページを開設し、他の報告事例等を掲載しております。また、政治資金監査に係る基礎知識の再確認及び実務の向上に資するため、政治資金監査実務に関するフォローアップ研修を開催し、個別の指導・助言の取組において明らかになった誤り事例等についても周知しています。政治資金監査を行うに当たっては、これらをご活用いただきますよう、併せてお願いいたします。

記

国会議員関係政治団体Aに係る政治資金監査  
国会議員関係政治団体Bに係る政治資金監査

（掲載順は五十音順）

政治資金適正化委員会事務局  
TEL: 03-5253-5598  
FAX: 03-5253-5584  
Email: tekiseikai-jimukyoku@soumu.go.jp

※ 収支報告書と領収書等の写しとで、金額の不整合があった場合

政 適 委 第 号  
平 成 年 月 日

登録政治資金監査人  
〇〇 〇〇 様

政治資金適正化委員会  
委員長 伊藤 鉄男

収支報告書と領収書等の写しの記載の確認について

政治資金監査制度の運用に当たりましては、平素からご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、当委員会では、貴殿が実施した下記の政治資金監査において対象とした平成27年分の収支報告書（支出に係る分に限る。以下同じ。）について、当初の受付時に当該収支報告書と併せて提出された領収書等の写しとで、金額の不整合があったとの報告を受けております。（不整合があった箇所の詳細は、別添をご覧ください。）

政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）では、「登録政治資金監査人の職務は、政治資金監査を行い、政治資金監査報告書を作成することであり、収支報告書の作成責任を登録政治資金監査人が負うものではない」としてしておりますが、登録政治資金監査人には、「会計帳簿とすべての領収書等とを突合し、領収書等の必要記載事項（支出の目的、金額及び年月日）と会計帳簿の記載事項とが整合的であるかどうかを確認すること」、「会計帳簿から、収支報告書に記載すべき事項（人件費以外の経費の支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。））が漏れなく転記されているかどうかを確認すること」等についても求めています。

今後は、収支報告書と領収書等の写しとで、金額の不整合がないかどうかを確認していただきますよう、お願いいたします。

なお、収支報告書提出後に収支報告書の訂正が生じた場合、国会議員関係政治団体は当該訂正内容について登録政治資金監査人の確認を自主的に受けることが適当である旨を当委員会の見解として示しております。（詳細は、政治資金監査に関する研修テキスト（平成28年3月改定版）P141～151をご覧ください。）

また、政治資金監査マニュアルに基づいて政治資金監査を適確に実施し、政治資金監査報告書を誤りなく作成するための参考資料として、政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストを当委員会のホームページや政治資金監査に関する研修テキストに掲載しているほか、当委員会のホームページにおいて政治資金監査の質の向上に関する特設ページを開設し、他の報告事例等を掲載しております。また、政治資金監査に係る基礎知識の再確認及び実務の向上に資するため、政治資金監査実務に関するフォローアップ研修を開催し、個別の指導・助言の取組において明らかになった誤り事例等についても周知しています。政治資金監査を行うに当たっては、これらをご活用いただきますよう、併せてお願いいたします。

記

国会議員関係政治団体Aに係る政治資金監査  
国会議員関係政治団体Bに係る政治資金監査

（掲載順は五十音順）

政治資金適正化委員会事務局  
TEL: 03-5253-5598  
FAX: 03-5253-5584  
Email: tekiseikai-jimukyoku@soumu.go.jp

※ 連続して確認項目⑩に該当した場合

政 適 委 第 号  
平成 年 月 日

登録政治資金監査人

〇〇 〇〇 様

政治資金適正化委員会  
委員長 伊藤 鉄男

収支報告書の記載の確認について

政治資金監査制度の運用に当たりましては、平素からご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、当委員会では、貴殿が実施した下記の政治資金監査において対象とした平成27年分の収支報告書（支出に係る分に限る。以下同じ。）について、平成26年分の収支報告書に引き続いて、当初の受付時に当該収支報告書上で金額の不整合があったとの報告を受けております。（不整合があった箇所の詳細は、別添をご覧ください。）

政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）では、「登録政治資金監査人の職務は、政治資金監査を行い、政治資金監査報告書を作成することであり、収支報告書の作成責任を登録政治資金監査人が負うものではない」としておりますが、登録政治資金監査人には「収支報告書に計算誤りがないかどうかを検算して確認すること」等についても求めております。

今後は、検算等により、収支報告書上に金額の不整合がないかどうかを確認していただきますよう、お願いいたします。

なお、収支報告書提出後に収支報告書の訂正が生じた場合、国会議員関係政治団体は当該訂正内容について登録政治資金監査人の確認を自主的に受けることが適当である旨を当委員会の見解として示しております。（詳細は、政治資金監査に関する研修テキスト（平成28年3月改定版）P141～151をご覧ください。）

また、政治資金監査マニュアルに基づいて政治資金監査を適確に実施し、政治資金監査報告書を誤りなく作成するための参考資料として、政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストを当委員会のホームページや政治資金監査に関する研修テキストに掲載しているほか、当委員会のホームページにおいて政治資金監査の質の向上に関する特設ページを開設し、他の報告事例等を掲載しております。また、政治資金監査に係る基礎知識の再確認及び実務の向上に資するため、政治資金監査実務に関するフォローアップ研修を開催し、個別の指導・助言の取組において明らかになった誤り事例等についても周知しています。政治資金監査を行うに当たっては、これらをご活用いただきますよう、併せてお願いいたします。

記

国会議員関係政治団体Aに係る政治資金監査  
国会議員関係政治団体Bに係る政治資金監査

（掲載順は五十音順）

政治資金適正化委員会事務局  
TEL: 03-5253-5598  
FAX: 03-5253-5584  
Email: tekiseikai-jimukyoku@soumu.go.jp

※ 連続して政治資金監査報告書の記載誤り  
(確認項目以外)に該当した場合

政 適 委 第 号  
平 成 年 月 日

登録政治資金監査人

〇〇 〇〇 様

政治資金適正化委員会  
委員長 伊藤 鉄男

### 政治資金監査報告書の記載について

政治資金監査制度の運用に当たりましては、平素からご協力を賜り、誠にありがとうございます。  
ございます。

さて、当委員会では、貴殿の作成した平成26年分の収支報告書に係る政治資金監査報告書について、当委員会が定める記載例と異なっていたとの報告を受けておりましたが、平成27年分の収支報告書に係る政治資金監査報告書についても、別紙の点（詳細は、別添をご覧ください。）において当委員会が定める記載例と異なっていたとの報告を受けております。

政治資金監査報告書につきましては、当委員会が定める政治資金監査に関する具体的な指針(政治資金監査マニュアル)に基づき作成することが法令上求められておりますので、今後は、特に別紙の点に注意し、政治資金監査マニュアルの記載例に従った政治資金監査報告書の作成に努めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、政治資金監査マニュアルに基づいて政治資金監査を適確に実施し、政治資金監査報告書を誤りなく作成するための参考資料として、政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストを当委員会のホームページや政治資金監査に関する研修テキスト（平成28年3月改定版）に掲載しているほか、当委員会のホームページにおいて政治資金監査の質の向上に関する特設ページを開設し、他の報告事例等を紹介しております。また、政治資金監査に係る基礎知識の再確認及び実務の向上に資するため、政治資金監査実務に関するフォローアップ研修を開催し、個別の指導・助言の取組において明らかになった誤り事例等についても周知しています。政治資金監査を行うに当たっては、これらをご活用いただきますよう、併せてお願いいたします。

政治資金適正化委員会事務局  
TEL: 03-5253-5598  
FAX: 03-5253-5584  
Email: tekiseikai-jimukyoku@soumu. go. jp

(別紙)

都道府県選管又は総務省から指摘されたものを記載。

○ 政治資金監査の対象団体 国会議員関係政治団体A

- ・登録番号が誤っていた。
- ・「1 監査の概要」(1)で監査対象期間が異なる年となっていた。
- ・政治資金監査報告書上の書類名誤り。
- ・主たる事務所以外で監査が行われているが、住所の記載がなかった。
- ・政治資金監査報告書上で矛盾した記載があった(徴難明細書に係る支出があるのに徴難明細書が存在しなかった旨の記載等)。
- ・政治資金監査報告書上で矛盾した記載があった(支出がないのに領収書等が保存等されていた旨の記載等)。
- ・政治資金監査報告書上で政治団体名の記載不備(本文)。

○ 政治資金監査の対象団体 国会議員関係政治団体B

- ・登録番号が誤っていた。
- ・「1 監査の概要」(1)で監査対象期間が異なる年となっていた。
- ・政治資金監査報告書上の書類名誤り。
- ・主たる事務所以外で監査が行われているが、住所の記載がなかった。
- ・政治資金監査報告書上で矛盾した記載があった(徴難明細書に係る支出があるのに徴難明細書が存在しなかった旨の記載等)。
- ・政治資金監査報告書上で矛盾した記載があった(支出がないのに領収書等が保存等されていた旨の記載等)。
- ・政治資金監査報告書上で政治団体名の記載不備(本文)。

政治資金監査の対象団体ごとに、該当した項目を記載する。(掲載順は五十音順)

※ 収支報告書と領収書等の写しとで複数項目の不整合があった場合

政 適 委 第 号  
平成 年 月 日

登録政治資金監査人  
〇〇 〇〇 様

政治資金適正化委員会  
委員長 伊藤 鉄男

収支報告書と領収書等の写しの記載の確認について

政治資金監査制度の運用に当たりましては、平素からご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、当委員会では、貴殿が実施した下記の政治資金監査において対象とした平成27年分の収支報告書（支出に係る分に限る。以下同じ。）について、平成26年分の収支報告書に引き続いて、当初の受付時に当該収支報告書と併せて提出された領収書等の写しとで不整合があったとの報告を受けております。（不整合があった箇所の詳細は、別添をご覧ください。）

政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）では、「登録政治資金監査人の職務は、政治資金監査を行い、政治資金監査報告書を作成することであり、収支報告書の作成責任を登録政治資金監査人が負うものではない」としてしておりますが、登録政治資金監査人には、「会計帳簿とすべての領収書等とを突合し、領収書等の必要記載事項（支出の目的、金額及び年月日）と会計帳簿の記載事項とが整合的であるかどうかを確認すること」、「会計帳簿から、収支報告書に記載すべき事項（人件費以外の経費の支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。））が漏れなく転記されているかどうかを確認すること」等についても求めております。

今後は、領収書等の必要記載事項（支出の目的、金額及び年月日）と収支報告書の記載事項で不整合がないかどうかを確認していただきますよう、お願いいたします。

なお、収支報告書提出後に収支報告書の訂正が生じた場合、国会議員関係政治団体は当該訂正内容について登録政治資金監査人の確認を自主的に受けることが適当である旨を当委員会の見解として示しております。（詳細は、政治資金監査に関する研修テキスト（平成28年3月改定版）P141～151をご覧ください。）

また、政治資金監査マニュアルに基づいて政治資金監査を適確に実施し、政治資金監査報告書を誤りなく作成するための参考資料として、政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストを当委員会のホームページや政治資金監査に関する研修テキストに掲載しているほか、当委員会のホームページにおいて政治資金監査の質の向上に関する特設ページを開設し、他の報告事例等を掲載しております。また、政治資金監査に係る基礎知識の再確認及び実務の向上に資するため、政治資金監査実務に関するフォローアップ研修を開催し、個別の指導・助言の取組において明らかになった誤り事例等についても周知しています。政治資金監査を行うに当たっては、これらをご活用いただきますよう、併せてお願いいたします。

記

国会議員関係政治団体Aに係る政治資金監査  
国会議員関係政治団体Bに係る政治資金監査

（掲載順は五十音順）

政治資金適正化委員会事務局

TEL: 03-5253-5598

FAX: 03-5253-5584

Email: tekiseikai-jimukyoku@soumu.go.jp

※ 収支報告書と領収書等の写しの不整合及び  
政治資金監査報告書の記載誤りがあった場合

政 適 委 第 号  
平成 年 月 日

登録政治資金監査人  
〇〇 〇〇 様

政治資金適正化委員会  
委員長 伊藤 鉄男

収支報告書の記載の確認及び政治資金監査報告書の記載について

政治資金監査制度の運用に当たりましては、平素からご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、当委員会では、貴殿の作成した平成27年分の収支報告書（支出に係る分に限る。以下同じ。）に係る政治資金監査報告書及び当初の受付時における当該収支報告書について、別紙の点（詳細は、別添をご覧ください。）において指摘が行われたとの報告を受けております。

政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）では、「登録政治資金監査人の職務は、政治資金監査を行い、政治資金監査報告書を作成することであり、収支報告書の作成責任を登録政治資金監査人が負うものではない」としておりますが、登録政治資金監査人には、「会計帳簿とすべての領収書等とを突合し、領収書等の必要記載事項（支出の目的、金額及び年月日）と会計帳簿の記載事項とが整合的であるかどうかを確認すること」、「会計帳簿から、収支報告書に記載すべき事項（人件費以外の経費の支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。））が漏れなく転記されているかどうかを確認すること」等についても求めております。

今後は、領収書等の必要記載事項（支出の目的、金額及び年月日）と収支報告書の記載事項で不整合がないかどうかを確認していただきますよう、お願いいたします。

なお、収支報告書提出後に訂正が生じた場合、国会議員関係政治団体は当該訂正内容について登録政治資金監査人の確認を自主的に受けることが適当である旨を当委員会の見解として示しております。（詳細は、政治資金監査に関する研修テキスト（平成28年3月改定版）P141～151をご覧ください。）

このほか、政治資金監査報告書につきましては、当委員会が定める政治資金監査マニュアルに基づき作成することが法令上求められておりますので、今後は、特に別紙の点（詳細は、別添をご覧ください。）に注意し、政治資金監査マニュアルの記載例に従った政治資金監査報告書の作成に努めていただきますようよろしくお願いいたします。

なお、政治資金監査マニュアルに基づいて政治資金監査を適確に実施し、政治資金監査報告書を誤りなく作成するための参考資料として、政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストを当委員会のホームページや政治資金監査に関する研修テキスト（平成28年3月改定版）に掲載しているほか、当委員会のホームページにおいて政治資金監査の質の向上に関する特設ページを開設し、他の報告事例等を掲載しております。また、政治資金監査に係る基礎知識の再確認及び実務の向上に資するため、政治資金監査実務に関するフォローアップ研修を開催し、個別の指導・助言の取組において明らかになった誤り事例等についても周知しています。政治資金監査を行うに当たっては、これらをご活用いただきますよう、併せてお願いいたします。

政治資金適正化委員会事務局  
TEL: 03-5253-5598  
FAX: 03-5253-5584  
Email: tekiseikai-jimukyoku@soumu.go.jp

政治資金監査の対象団体ごとに、該当した確認項目を記載する。(掲載順は五十音順)

(別紙)

○ 政治資金監査の対象団体 国会議員関係政治団体A

1 収支報告書の記載の確認について

- ・収支報告書と領収書等の写しとで、(支出の目的、金額又は年月日)の不整合がある。

2 政治資金監査報告書の記載について

- ・登録番号が誤っていた。
- ・「1 監査の概要」(1)で監査対象期間が異なる年となっていた。
- ・政治資金監査報告書上の書類名誤り。
- ・主たる事務所以外で監査が行われているが、住所の記載がなかった。
- ・政治資金監査報告書上で矛盾した記載があった(徴難明細書に係る支出があるのに徴難明細書が存在しなかった旨の記載等)。
- ・政治資金監査報告書上で矛盾した記載があった(支出がないのに領収書等が保存等されていた旨の記載等)。
- ・政治資金監査報告書上で政治団体名の記載不備(本文)。

○ 政治資金監査の対象団体 国会議員関係政治団体B

1 収支報告書の記載の確認について

- ・収支報告書と領収書等の写しとで、(支出の目的、金額又は年月日)の不整合がある。

2 政治資金監査報告書の記載について

- ・登録番号が誤っていた。
- ・「1 監査の概要」(1)で監査対象期間が異なる年となっていた。
- ・政治資金監査報告書上の書類名誤り。
- ・主たる事務所以外で監査が行われているが、住所の記載がなかった。
- ・政治資金監査報告書上で矛盾した記載があった(徴難明細書に係る支出があるのに徴難明細書が存在しなかった旨の記載等)。
- ・政治資金監査報告書上で矛盾した記載があった(支出がないのに領収書等が保存等されていた旨の記載等)。
- ・政治資金監査報告書上で政治団体名の記載不備(本文)。

都道府県選管又は総務省から指摘があったものを記載。